

2013年9月6日

文部科学大臣

下村 博文 様

全日本教職員組合

中央執行委員長 北村 佳久

「心のノート」の使用を強制しないことを求める要求書

文部科学省は、2013年度予算において「心のノート」をすべての小学校・中学校の児童・生徒に配布するよう措置しました。すでに今年度分について、各学校に届いているところも出てきています。

全教は、これまでもその作成・配布の中止と、使用の強制を行わないよう求めてきました。

そもそも国が「補助教材」であれ教育内容にかかわって、特定の教材を作成・配布し、使用を求めることは、学校の教育課程の編成権への不当な介入であり、教育基本法第16条が禁じる不当な支配そのものです。

また、「心のノート」の内容が、子どもたちの家庭の実態や育っている背景を捨象して、「心がけ」をことさら強調するなど、科学的な社会認識や自然認識を妨げるものとなっていることも問題です。無条件に「国」を「愛すること」を押しつけるものとなっていることなど、特定の価値観を押しつけようとするものであり、子どもたちの内心の自由を侵すものになっています。

さらに、「心のノート」は以下のように使用を強制する法的根拠はありません。それは、文科省自身が、2002年4月の矢野初中局長（当時）名で発出された依頼文書において、「教科書ではなく、道徳の時間に活用される副読本や指導資料等に代わるものでもなく、これらの教材と相まって活用されることにより、道徳教育の充実に資する補助教材」と位置づけ、法的根拠については、2003年の国会において当時の河村文科副大臣（当時）が地教行法第48条にもとづく、「指導・助言・援助の一環として作成・配布している」と答弁し、使用を強制する法的根拠そのものを否定していることからあきらかです。

以上のことから、下記の点について、強く求めるものです。

記

1. 「心のノート」については、使用を強制するのではなく、学校の裁量に任せること。
2. 来年度以降の発行を行わないこと。
3. 「心のノート」「道徳の読み物資料集」等を活用した公開授業等についてはその実施を押しつけないこと。

以上